

5 伊監委第 31 号  
令和 5 年 9 月 14 日

鈴木 雅彦 様

伊達市監査委員 矢館 実也



同 半澤 隆



住民監査請求について（通知）

令和 5 年 8 月 23 日付けで受け付けた伊達市職員措置請求書については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を満たしていないものと認められました。

よって、法第 242 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

### 1 請求の要旨（概ね原文のまま。具体的な指摘については要約。）

伊達市産業部商工観光課で実施しているレンタサイクル事業について、不当な支出、不要な支出が数々あり、事業の設計、管理が杜撰、圧倒的な不振も相まってただ税金を垂れ流すという状態を続けている。

また本事業は、令和 3 年 8 月から実証実験と称して始まっているが、検証したレポートもなく、ゆえに練られた設計もなく始まっている為、現在悲惨な状態となっている。

下記項目ごとに早急に是正し、損害が生じているものに対し関係した職員に対し費用の返還を求めるものである。

#### （1）レンタサイクルの員数管理が不適切

管理台帳も作成せず、市の財産管理を怠った。員数確認を怠ったまま現在に至り、台数が減じている可能性もある。

早急に台数を第三者が確認し、管理台帳の作成を求め、減じて紛失ということであれば、関係職員には弁償を求める。

#### （2）活用できない G P S を過大に契約

レンタサイクルに G P S 採用するにあたり調査をしたとは思えず、運用や